

令和2年12月18日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和2年12月18日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	神原 宏一
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番 金井 浩三 君・13番 尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひ致します。

まず、12月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、隅岡 美子君。

総務教育常任委員会委員長（隅岡 美子）

令和2年12月14日に開催されました総務教育常任委員会の結果を次のとおりご報告申し上げます。

審議事項、

議案第3号 多度津町学校給食費に関する条例の制定について

議案第4号 多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正について

議案第5号 多度津町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第8号 多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について

議案第9号 多度津町火災予防条例の一部改正について

議案第10号 令和2年度多度津町一般会計補正予算（第5号）

議案第11号 令和2年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）

議案第12号 令和2年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）

議案第13号 令和2年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

議案第14号 物品購入契約の締結について

請願第1号 日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書採択を求める請願

審議結果、

議案第3号から第5号まで及び議案第8号から第14号まで並びに請願第1号につ

いて、委員、傍聴議員より、

- 一つ、消防職員の特別勤務手当では、コロナ患者等の搬送をした際に出す手当でだと思いが、規程などの判断基準を設けるのか。
- 一つ、火災予防条例の改正で急速充電設備の届出があつて、変電設備の特例を設けるとなっているが、その特例について説明してもらいたい。審査基準などを作って特例の摘要要件が必要になるのではないか。
- 一つ、庁舎建設等整備事業費の補正は入退室管理システムの認証を非接触型の生体認証に変更することだが、冬場に指が乾燥して感知しないケースもあるのでICカード式が一番良いと思うがどう考えるのか。
- 一つ、老人福祉費の介護保険会計繰出金 942 万 5 千円とあるが、前年は105 万円だったものが何故9 倍になったのか。
- 一つ、衛生費の予防接種費で 2,458 万を補正しているが、インフルエンザと肺炎球菌の関係によるものなのか。また、該当者は何名なのか、インフルエンザワクチンの接種ができない人はどうするのか。
- 一つ、今回、新型コロナウイルス感染症対策で総額 6,633 万 5 千円の補正ということだが、各課の比率でいくと政策観光課が 3,117 万 5 千円で 47%を占めており、理解し難い。なぜそうなったのか説明をお願いしたい。
- 一つ、幼稚園の一時預かりが時間変更となると聞いているが、説明をお願いしたい。また、保護者には情報提供をしたのか聞きたい。
- 一つ、ふるさと納税を今回、補正で増額しているが、詳細を説明してもらいたい。
- 一つ、中讃地区PCR検査センター負担金 64 万 9 千円の説明と町民が検査する場合は、どういう経緯ですか詳しく説明をお願いしたい。また、PCR検査の費用はいくら位かかるのか。
- 一つ、児童手当等給付費を 1,550 万円減額しているが、説明をお願いしたい。
- 一つ、観光費の工事請負費は多言語観光看板整備事業と聞いているが、どういう看板でどういうところに何語で整備するのかお聞きしたい。多度津は中国人の比率が高いので、中国語が必要なのではないか。
- 一つ、徴税費の備品購入費で自動釣銭機能付レジスターを購入すると聞いているが、高齢者や視聴覚障害者が困ることはないのか。
- 一つ、幼稚園費の就学前教育施設型給付費 1,439 万 7 千円は町外幼稚園等に通う幼児へ給付するものだが、今年度の町内の幼稚園児数を教えてもらいたい。町外通園者数の比率が多いのは、英語教育などの多度津にはない魅力によるものだと思うので何か対策を考えているのか。

- 一つ、臨時交付金を活用して「合田邸」の屋根を修繕すると聞いているが、今後も多額の経費が必要になるので、どういう利用計画で進めるのかお聞きしたい。他にも緊急的に補修しなければならないところはあるのか。
- 一つ、「合田邸」の屋根の修繕はトタンによる1次改修と聞いているが、瓦は捨てるのか、古い瓦を活かして乗せ直すのかお聞きしたい。
- 一つ、「合田邸」以外にも町民が多数利用している公共施設が老朽化しているので、そちらにも予算をつけてもらいたい。
- 一つ、今回の「合田邸」の修繕費2,010万8千円のうち、交付金は1,598万8千円なので、不足分は単独での持ち出しになるのか。
- 一つ、一般会計から下水道会計に繰出金約1億8千万円とあるが、昨年度から約4,200万円減少しており、繰出金は減少傾向にあるのか。
- 一つ、民生費の障害児通所給付費等が増額されているが、何人増えたのか。また、東白方のグループホームの概要を教えてください。
- 一つ、多度津高校生が「箱ワナ」を試作したが、増産するような予算化をするのか。
- 一つ、これまでの多度津町創業支援補助金を利用した件数を教えてください。
- 一つ、今年度の一般会計の当初から12月までの予算額はいくらなのか、次年度からは地方自治法に基づいて緊急以外で安易に補正をすることなく、当初予算で1年間の行政方針を示すような計画を立ててもらいたい。
- 一つ、新庁舎モニメント制作設置業務委託料1,250万円とあるが、計画は何時からあったのか。庁舎完成に合わせるのであれば、12月補正でなく令和3年度の当初予算でも良いのではないのか。また、この予算ですべて賄えるのか。
- 一つ、議会費の研修旅費が減額されているが、議会に対して相談はあったのか。視察研修は知識を得るための政務活動の一環なので、コロナの関係で視察に行けなくても単純に減額するのではなく、図書購入や勉強会・住民周知会などに活用できるように協議するべきではないのか。
- 一つ、下水道の管路や接続部がどうなっているのかは、図面等でのデータ管理はできているのか。漏水などに対処するためにIT時代の中ではデータベースでの管理が必要なのではないか。
- 一つ、下水道の公債費の長期債償還元金を133万5千円増額し、利子を152万6千円減額しているが、償還元金が減少し、利子が増えたことによるものなのか。
- 一つ、蓄電池の今後の点検はどのように考えているのか。いざという時に使えるように訓練についてどう考えるのか。

- 一つ、蓄電池の耐用年数は 7 年だが 7 年を過ぎると取り替えるのか。保証期間は何年なのか。
 - 一つ、蓄電池の契約書には受渡場所と記載されており、学校となっているが、設置要綱は別に定めるのか。耐用年数 7 年を過ぎても蓄電池は使えるので、別の場所に動かすことも考えて設置要綱は必要ではないか。
 - 一つ、蓄電池は備蓄場所を複数に分けるのではなく、1 ヶ所にまとめた方が管理しやすいのではないか。
 - 一つ、日本政府は核兵器禁止条約の取扱いに対して反対の立場をとっており、国家の安全保障・外交上の問題を有し、外国との交渉、協力関係に大きな影響を与える可能性もあり、慎重に取扱うべきものとするので請願第 1 号に反対する。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、特別勤務手当ではコロナ患者若しくは疑いのある者を搬送した時に支給を予定しているが、疑いの場合は判断が難しく 搬送した病院の検査で陽性反応が出た場合に支給するものである。
 - 一つ、現行では急速充電設備は、各消防本部で特例基準を設けて変電設備として扱っているが、全国一律に指導するために今回、条例改正するので、充電設備の外箱に不燃材料を使用することなど火災予防上の安全対策が定められており、それを基準に審査する予定である。
 - 一つ、庁舎建設関係の補正では、臨時交付金を活用して庁舎内の入退室管理システムをカード式で整備する予定としており、入退庁管理システムは目の生体認証とカードの両方を合わせたシステムで考えている。
 - 一つ、特別会計介護保険事業でも 902 万 5 千円を繰入金として補正する予定で、これは昨年度にグループホームが 3 月、小規模多機能型が 10 月に新設された関係で、当初予算の編成時には実績が出ていなかったことにより予算化できなかったために、今回、地域密着型の給付費を増額するものである。
 - 一つ、予防接種費の補正はインフルエンザと肺炎球菌の増額であり、該当者数をインフルエンザの接種率を 70%で再計算すると 5,185 人となって、1,482 人を追加しており、肺炎球菌は接種率 60%で再計算している。インフルエンザワクチンの接種は約 50%を越えているが、現時点ではワクチンの入荷が見通せない状態なので「手洗い・うがい」などの感染防止対策を周知徹底する。
 - 一つ、12 月補正予算においては政策観光課の比率は高いが、全体では国の交付金総額 3 億 6,774 万円のうち緊急を要するものは 6 月・9 月で補正して、すでに実施している。各課の要望を広く拾い上げた中で、政策観光

課関係の予算はコロナ終息後を見据えた観光を含めた最終的な補正額となっており、比率の詳細については後日に報告したい。

- 一つ、現行の預かり保育は4歳児・5歳児であるが、令和3年度から3歳児も給食が始まる6月から追加となり、時間も17時から18時までの延長となる。長期休業中の預かりも18時まで延長して、春休み期間も3月末日まで実施し、年度初めは4月4日から実施予定としている。周知は11月の幼稚園ウイークで実施しており、ホームページや広報でも掲載予定である。
- 一つ、今年度の「ふるさと納税」はコロナの関係で逆に増加しており、11月末現在では1億5,173万9千円で昨年同時期の9,700万4千円から約1.56倍になっている。今回の補正では歳出は寄附金額約4億円を見込んだ試算をしており、歳入は3億6千万円を予定している。
- 一つ、中讃地区PCR検査センターは丸亀市が単独で設置したものに、あとから追加となった善通寺市・琴平・多度津・まんのう町が当初の開設にかかった経費を均等割と人口割で負担するものであり、町民が検査する場合は、それぞれの「かかりつけ医」からの紹介で検査することになる。また、PCR検査をする場合、個人は無料で、それぞれの住民票のある自治体が負担するが、2市3町以外の方が受ける場合は、構成する自治体が按分して負担することになる。
- 一つ、児童手当等給付費は当初予算では多目に見込んでいたが、想定よりも児童数が少なかったために大幅な減額になっている。
- 一つ、多言語観光看板は臨時交付金を活用して行政区域の境界に設置している看板を更新するものであり、使用言語は英語を基準としているが、詳細は決まっていないので中国語も考慮したい。
- 一つ、税務課の自動釣銭機能付レジスターは9月補正で住民環境課が導入したものと同機種を購入予定であり、高齢者や視聴覚障害者でも使用上の問題がないのを確認している。
- 一つ、今年度の町内の幼稚園児数は4幼稚園154名で、就学前教育施設型給付費は21名に給付しており、保護者の勤務地の関係で幼稚園だけではなく、保育所に通う幼児も含まれる。予算は国・県の補助対象であり、今後は預かり保育の延長など幼稚園教育の充実に努めたい。
- 一つ、「合田邸」の利用計画は検討会で検討中であり、結論が出た時点で事業費を算出して報告をしたいと考えている。屋根以外では「離れ」の「エジプトの間」はガラス張りなので安全対策が必要だと考えている。
- 一つ、「合田邸」の屋根の修繕にはガルバニウム鋼板を予定している。貴重な瓦などは、文化庁と相談しながら50%から80%を残す予定である。

- 一つ、「合田邸」に係る費用は都市再生整備の交付金を活用するが、約半分は町からの持ち出しになるので、クラウドファンディングなど民間の寄附を募って、なるべく町の予算を使わずに済む方法を専門家の意見を聞きながら検討したい。
- 一つ、臨時交付金の総額は約 3 億 6 千万円なので、各課の事業全体の執行残の調整などにより、今回の「合田邸」の修繕費に持ち出しは発生しないと見込んでいる。
- 一つ、一般会計からの繰出金は下水道会計の収支をとるものなので、それぞれの年度の工事等の経費によって上下することになる。
- 一つ、障害児通所給付費等の増額は受給者数が増えたことだけによるものではなく、コロナの影響により通所利用が増えたことによって利用者数が増加したことによるものである。「ふれあいの家」のグループホームは来年 4 月中旬に開所予定で、入所 9 床、ショート 1 床と聞いている。
- 一つ、多度津高校に製作依頼している「低コスト簡易型箱ワナ」は、今年度中に 2 基作ってもらおう予定で、すでに予算化している。
- 一つ、創業支援事業は平成 30 年から始まっており、様々な業種にわたり 12 事業体で利用され、今年度は 4 件で 200 万円の実績である。
- 一つ、一般会計当初予算は 96 億 6,500 万円であったが、新型コロナウイルスの関係により 35 億 2,370 万円を追加して 12 月補正で 131 億 8,870 万円になる予定である。大きなものは特別定額給付金 23 億 6,900 万円、地方創生臨時交付金 4 億円強などとなっている。
- 一つ、モニュメントの設置は庁舎計画時から考えていたが、名誉町民の速水先生に依頼したところ承諾を得て見積書の提出があり、庁舎完成に間に合わせるには、少しでも早い着手が必要ということで、今回、補正予算を計上しているが、モニュメントの台座は建設工事になる予定である。
- 一つ、議会費の研修旅費減額は、コロナの影響により視察が延期になった関係で、事前に相談して視察は中止ということで了解は得たと思っているが、詳細な協議をすることは考えたい。
- 一つ、下水道施設は紙ベースでの台帳で管理しているが、令和 5 年の法適化に向けて準備しており、ストックマネジメントの計画も進めている。管路などは老朽化しているのでデータベース化を考えている。
- 一つ、下水道の公債費の長期債償還元金及び利子については、大きな金額ではないが、微減で少しずつ減っている。
- 一つ、蓄電池は必要な時に使えるように充電するなど、設置予定の学校と調整して定期的な管理方法等を協議検討したい。

一つ、蓄電池の保証期間は1年であり、耐用年数の7年を過ぎて更新するかどうかは管理状況によって考えたい。

一つ、蓄電池について設置要綱を規定することは考えていないが、各避難所には災害備蓄品なども保管しているので内部規程等できちんとした取扱いを決めることが必要であると考えている。

一つ、蓄電池の保管場所の集約などについては、利便性を考えて検討したい。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第3号から議案第5号まで、及び議案第8号から議案第14号までについては、委員会として原案を可決した。請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

また、その他として、執行部より他1件の報告があった。

以上で委員会報告を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、12月14日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、渡邊 美喜子 君。

建設産業民生常任委員会委員長（渡邊 美喜子）

お早うございます。それでは、ただ今から建設産業民生常任委員会の結果報告について、令和2年12月14日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項、

議案第1号 多度津町放課後児童クラブ条例の制定について、

議案第2号 多度津町の私債権の管理に関する条例の制定について、

議案第6号 多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、

議案第7号 多度津町介護保険条例の一部改正について、

審議結果、議案第1号、第2号、議案第6号及び第7号について委員、傍聴議員より、

一つ、放課後児童クラブ条例第19条第2項で施設内における盗難、破損等で生じた損害や不可抗力による損害について「町は賠償の責めは負わない」となっているが、不可抗力で本棚が倒れて発生した傷害等の人的損害に対してどういう賠償をするのか。本棚が倒れて亡くなった場合はどうなるのか。

一つ、放課後児童クラブ条例第19条第1項に「使用者が、故意又は過失」とあるが、子供がすることなので「過失」という規定はどうなのか。

- 一つ、私債権の管理に関する条例第7条で「目的の価額が100万円以下」となっているが、少額訴訟の60万円以下が適当ではないのか。簡易裁判所で少額訴訟を行う方が早く解決できるという利点もあり、滞納について有利だと思うが、この条例により滞納の有効な手段となるのか。
- 一つ、以前は町営住宅の入居時に保証人を付けていたが、現在はどうなっているのか。滞納により本人が支払いできなければ、どのくらいで保証人に請求するのか。督促しても支払いができない時は、どういう処置をとるのか。また、訴訟により支払命令の判決が出ても、支払えない場合はどうするのか。
- 一つ、目的の価額が100万円以下というのは、累積の額なのか。昨年度の住宅使用料の滞納は50件、約2,800万円が今年度の滞納調定額だが、専決処分できるのは何件で、いくらあるのか。議会の議決を要するものは、何件で、どれくらいあるのか。また、第8条第1項第5号の「相当の期間」は、1年くらいが通例と思うが、どれくらいを考えているのか。10年は長いので再度、弁護士と相談してほしい。
- 一つ、私債権は、町営住宅のほかにも何があるのか。また、町営住宅は何人で管理しているのか。
- 一つ、現在、町営住宅は2名で管理しているということだが、指定管理者制度やPFIなど将来的な計画を立てた方が良いのではないかと。滞納は電話で対応してもそれだけでは済まない部分もあり、溜まるほど回収するのは難しく、きちんとすることが大事なので、直接管理が難しいのであれば他の方法を検討した方が良いのではないかと。
- 一つ、私債権の水道代の滞納があつて、町民が県の水道企業団に水道を止められた場合に町としては対応をどうするのか。支払いをしたくてもできない世帯の場合は、町として企業団に話はできるのか。
- 一つ、水道料金は、町の私債権の条例に含まれないのではないかと。
- 一つ、水道料金に関し、現在の滞納分は町が面倒をみることになるのか。
- 一つ、細かな運用の仕方は規則で定めると思うが、金額などで初期段階、中期段階、最終段階というように決めるのか。
- 一つ、滞納になると何年も溜まるようになると思うが、現在のものも払えないのに過去のものについて請求しても支払えないので、せめて現在のものを確実に回収する方法を考えてもらいたい。
- 一つ、私債権の管理に関する条例は、本来は回収が100%になるように公正・公平という原則に基づいて徴収しなければならない滞納を何とか処理しようというのが目的だと思うが、行政が整理をすることは担当者の働き方改革にも繋がるので、承認したい。

- 一つ、生活保護の対象者は、町営住宅の家賃は国の方から払うという制度があるが、そのような措置はどのようにしているのか。
- 一つ、介護保険料の延滞金については、市町村が独自に滞納処分を定めるという法的根拠があるが、算出方法はどのようなのか。
- 一つ、延滞金が14.5%の市町もあるが、多度津町は財政安定化基金の延滞金の割合というところで、年14.6%で定めるということか。
- 一つ、高齢者保険課で介護サービスを受ける人が延滞金を払えなかった場合、サービスは受けられるのか。年金から引かれている場合、差押えはあるのか。無年金の場合はどうなるのか、また、無年金で直接納付している人はいるのか。
- 一つ、延滞金については、金額の端数処理とか1,000円未満を切り捨てることがあると思うが、説明をお願いしたい。切り捨てる1,000円未満のケースはあるのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

- 一つ、第19条第2項は盗難・破損などの物的賠償の規定であり、利用者にはスポーツ安全保険に加入することを義務付け、職員は介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入している。亡くなった場合は施設所有管理者保険の対人2億円、物損1千万円、1事故当たり20億円で対応することになっている。
- 一つ、これまでも肘が当たって窓が割れたなどの場合は、すべて町で修繕をして、その都度協議を行い、子供の「故意又は過失」による「責め」にはしていない。
- 一つ、私債権の管理に関する条例第7条は、「60万円での訴訟」を対象にするものではなく、専決処分の額を100万円と規定するもので、町営住宅使用料の滞納についての請求額を想定しており、少額訴訟も利用しながら対応するなど滞納を減らすという目的である。
- 一つ、町営住宅の保証人は昨年度に改正して1名にしており、滞納して3ヶ月までは事務的な徴収にあたり、3ヶ月を越えると保証人に連絡している。話し合いや督促状を出しても支払いしてもらえない場合の対応については規定がなかったので、私債権の管理に関する条例を元に顧問弁護士と相談しながら少額訴訟も含め、滞納が発生しないようにしたいと考えている。
- 一つ、訴えの提起は累積の額になる。現時点での滞納は全体で59名、約2,740万5千円。そのうち100万円以下が49名、約870万5千円で全体の8割程度を専決処分に対応していきたい。100万円以上は10名、約1,870万円となっている。「相当の期間」については規則等で規定する

が、民法で定められた「10年」が相当と考えており、今後、詳細についても顧問弁護士と相談しながら決めたい。

- 一つ、私債権は町営住宅が主なものになるが、普通財産の貸付や今回、上程している学校給食費の公会計化に関する条例により、令和3年度からは学校給食費も該当するようになる。町営住宅の管理については、現地へ行くなどの対応は2名で実施している。
- 一つ、町営住宅は施設も老朽化しており、長寿命化計画で利用者数と戸数が実情にあっているかなど戸数の変更も検討しながら、管理の仕方についてもそれに合わせて今後、検討したい。
- 一つ、水道事業は広域水道企業団に移管したので、未収や水を停める判断は企業団で行うことになる。水はライフラインであるが、閉栓などは企業団の基準で判断するので、町としては個別の案件で企業団へ話はできない。
- 一つ、私債権の種類としては、水道料金も該当するが、広域水道企業団に移管したので、本条例の対象にはならない。
- 一つ、債権・債務ともに広域水道企業団に事業譲渡しているので、町が管理することはない。
- 一つ、町営住宅使用料滞納の場合、初期、中期、最終とか、どれくらいの期間にするのかなどの運用については、今後、規則や内規で細かく定めていく考えである。
- 一つ、町営住宅担当は当月分の支払いをお願いして、口座振替は月末、納付書払は月初めに納めてもらい、振替できなかった場合は、翌月の再振替などを知らせたり、滞納が増えないように日時を変えて訪問や電話連絡で対応している。
- 一つ、町営住宅の本来の目的には生活に困窮している人の生活を守るという行政の役割があり、悪意を持った滞納者からは回収しなければならないと考えている。生活困窮者は守らなければならないので、何年かすると不能欠損として落とすことも考えている。条例を制定するということは、組織全体として滞納者に対応するという意味がある。
- 一つ、滞納件数59件のうち生活保護受給者は10件である。年金がある人もいるので、生活保護を受けている人の全てに住宅補助が出ている訳ではない。
- 一つ、延滞金については、各自治体が定めることができると規定されているが、今回の措置は租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であり、税条例関係は今年3月に専決処分し、5月の臨時議会で承認を得ている。それに伴い税条例及び国民健康保険税条例の方

も準用するようにしている。内容は金額の変更ではなく、特例基準割合から延滞金特例基準割合に名称が変更になったものである。

一つ、条例には「年14.6%の割合にあつては」のあとに、年7.3%の割合に延滞金特例基準割合を加算した低い方の割合とあるので、実質的には14.6%を準用していない。令和2年度は8.9%を適用しているが、算出方法としては、財務大臣が告示した平均貸付割合の0.5%に7.3%を足した7.8%が令和3年度の延滞金の計算になる。

一つ、介護保険料の滞納者がサービスを受けられないことはないが、滞納額によっては、1割負担が3割負担という給付の制限がかかることはある。無年金で直納している普通徴収の人も何名かいる。

一つ、延滞金については、1,000円を超えないと延滞金は課されず、1,000円を超えると、あとは100円単位になる。本町においても1,000円未満での切り捨てのケースはある。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号、議案第2号、議案第6号及び議案第7号については、委員会として原案を可決しました。

また、その他として、執行部より他1件の報告がありました。

以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町の私債権の管理に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町学校給食費に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 12. 議案第 10 号、令和 2 年度多度津町一般会計補正予算（第 5 号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 10 号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 13. 議案第 11 号、令和 2 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 11 号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定することに決定致しました。

日程第 14. 議案第 12 号、令和 2 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算
(第 3 号) を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 12 号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第 15. 議案第 13 号、令和 2 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予
算 (第 2 号) を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 13 号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第17. 請願第1号、日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書提出を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。尾崎 君、質問席でやって下さい。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。

私は令和2年第4回多度津町議会におきまして、11月16日に提出した、日本政府に「核兵器禁止条約の調印、批准をすることを求める」意見書採択を求める請願に対して、賛成の立場で討論を致します。

「ノー、モア、ヒロシマ、ナガサキ(広島、長崎をくりかえすな)」という被爆者の声、核兵器廃絶を求める世界と日本の声は、国際政治を大きく動か

し、人類史上初めて、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が成立しました。被爆75年目を迎えた今年、米大統領選挙（11月）の民主党候補、バイデン前大統領は、8月6日、広島への原爆投下から75年にあたって、声明を発表し、「広島、長崎の恐怖が二度と繰り返されないために、核兵器のない世界に近づくよう取り組む」と表明し、核戦力の維持、強化をすすめるトランプ政権への内外の批判を反映したものとして、注目されています。

画期的な意義と成果をもつ核兵器禁止条約は、原爆投下から72年を経た2017年7月7日に、被爆者をはじめとする市民社会と諸国政府の共同によって生まれました。この条約の必要要件の50カ国にあと数ヶ国という少し前に、米国の妨害などの情報もあり、ここからが難航かと思われた時に、ホンジュラスが加入して最後の決定打を決めたことで、核の保有、使用、実験、威嚇などが、歴史上初めて、国際法上、絶対悪と規定され、「核抑止論」の否定につながる大きな転換の第1歩を勝ち取ったことであります。昨年10月25日（ニューヨーク現地24日）、核兵器禁止条約を批准する国が、発行に必要な50カ国に達しました。条約の規定により、90日後の2021年（来年）1月22日に条約は効力を発揮致します。この条約の発効は、核保有国の妨害とたたかい、それを打ち破って勝ち取られたものであり、その意味で禁止条約のために行動してきたすべての人々の勝利であります。

この核兵器禁止条約の発効によって、核兵器廃絶をめざす運動は新たなステージを迎えることとなります。なによりも、私たちは核兵器を違法化する国際規範を手にするることとなります。核兵器が国際法によって禁止されるのであります。核兵器はもはや、道義的に許されないだけでなく、法的に許されないこととなります。反核運動、平和運動の立場からすれば、核兵器を非難し、その廃絶を主張する法的根拠が与えられるということでも、画期的であります。

「核兵器は違法である」とあらゆる機会に運動でも、政治の場でも、教育の場でも堂々と訴えていくことができるし、又、しなければならないわけでもあります。

また、この禁止条約の発効は、核廃絶への重要な一歩であります。化学兵器や生物兵器も違法なものとしてされ、これまで、対人地雷禁止条約やクラスター弾禁止条約などの実現で、使用や製造が制限され、そして廃絶へとすすんできた軍縮と平和への歴史があります。核兵器禁止条約は、この流れを受け継ぎ、発展させてきた成果であり、同時に核兵器は他の通常兵器とは異なり、大国がその特権的な地位を維持するための必要な「戦略的兵器」でもありません。この条約の発効で、すぐに核兵器がなくなるわけではありません。

しかし、核兵器が法的に違法なものとしてされたことは、被爆者のサーロー節子

さんが国連で訴えたように、文字どおり「核兵器の終わりの始まり」なのです。

確かに暗雲も立ち込めております。米、露両核大国の対立のもとで、中距離核戦力（INF）全廃条約が2019年に失効し、新戦略兵器削減条約の延長（期限2021年）も危ぶまれるなど、新たな核軍縮競争への危険すら高まっております。しかし、情勢を大きな視野でとらえるならば、核兵器禁止条約の発効が示すように、世界の大きな流れは明瞭であります。核兵器固執勢力を追い詰めるプロセスが力強く前進しつつあることを改めて、歴史の上から確信する必要があると思います。

次に条約の内容についてであります。それぞれの条約には、それを運用する機構があり、核不拡散条約（NPT）は、条約が守られ、適切に履行されていることを点検し、必要な措置をとるために、再検討会議が5年に1度開かれます。その間に、準備委員会が3度あります。これは、「再検討プロセス」とよばれております。今日では、このプロセスが核兵器国と非核保有国との議論の場となり、反核平和運動の大きな節目となっております。核兵器禁止条約の場合、運用の中心となるのは、締約国会議（第8条）で、この会議は、条約に加盟する全ての国が参加して、条約の履行に関する問題を議論し、決定する、いわば条約の意思決定機関であり、執行機関であります。核保有国が、条約に参加する場合、その廃棄の計画を締約国会議に提出して、承認を受けなければなりません（第4条）。また、条約に分担金（第9条）や、条文の改正（第10条2項）も締約国が行います。

条約をめぐる紛争の解決（第11条）でも重要な役割を果たします。第1回締約国会議は、条約が発効すると、1年以内に国連事務総長が招集を致します。そして、その後は、2年ごとに開催されます（第8条2項）。注目すべきは、この締約国会議の目的が条約の運用上の問題にとどまらず、核廃絶を実現するための措置についても議論し、決定するとしていることでもあります。第8条1項は、「この条約の適用又は履行に関するあらゆる問題、及び核軍備縮小撤廃のための、さらなる措置について検討し、及び必要な場合には、決定を行うために定期的に会合する。」としております。条約発効後の5年後には、国連事務総長が、この条約の運用及びこの条約の目的達成における前進を検討する会議を招集（検討会議）します。（第8条4項）。その後は、6年ごとに開かれます。条約の発効で、2年ごとの締約国会議と6年ごとの検討会議というシステムが動きだすのですが、これからの会議には、市民社会が「招請される」ということになっており（第8条5項）、核兵器廃絶をめざす運動にとっても重要な意味があります。

諸国政府の代表と市民社会の代表が、禁止条約を力にどう核兵器の廃絶に前

進するかを議論し、方針と行動を決定する場ができるということであり
ます。

そして、核兵器禁止条約は、（第12条）で締約国が非締約国に、条約への参
加を「促す」ことを義務づけております。

また（第6条1項）では、禁止条約は被爆者と核実験被害者に「医療、リハビ
リテーション及び心理的な支援」を行うことを義務づけております。一方
（第6条）では、「持てる者」と「持たざる者」の不平等を緩和するための交
渉を誓約しております。こうして、NPT再検討会議は、核5大国が出席して、
核兵器を議論し、決定をおこなう唯一の交渉の場となっているわけであり
ます。

ここで、禁止条約への参加国を増やしていくうえで、重要になるのが、核兵
器に依存する同盟国ですが、すでに核軍事同盟であるNATO（北大西洋条約機
構）にも変化が生まれてきております。NATO加盟国にうちの20カ国と日本、
韓国の22カ国、56人の元首相や元外相、防衛相らが、9月22日、自国の政治指
導者に対し、「勇気と大胆さを示して、核兵器禁止条約に加わらなければなら
ない」と訴える公開書簡を発表し、核兵器使用が人間と環境に破滅的な影
響をもたらすことを指摘したうえで、「国防における核兵器のいかなる役割
をも拒絶する」ことを求めています。

そして、「核の傘」のような「核兵器による保護を主張することにより、核
兵器が安全保障を強化するという危険で誤った信念を助長している」と「核
抑止論」を批判しております。また、「同盟国（アメリカのこと）の気分を
害することを恐れて、核兵器のない世界への前進を防げ、核の危険を永続化
させている」と米政権に追従する姿勢を非難し、同盟国としての責任ある言
動を求めているわけであります。また自衛のための「核抑止力」を主張する
北朝鮮に「核の傘」に頼る日本の訴えは、説得力を持ちませんが、核兵器禁
止と廃絶の先頭に立つ日本の言葉には、力があるはずであり、韓国にも同じ
方向で足を踏み出すことを強く訴えることができます。同盟国と言った場
合、最大の焦点は、日本は世界で唯一の戦争被爆国であります。日本政府は
北朝鮮の核、ミサイル開発は「わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅
威」だと言いながら、軍事対応で、迷走するばかりで具体的に対処する外交
活動は何もありません。ミサイルを発射する敵地を攻撃するなどという憲法
違反の危険な「冒険」をするのではなく、やる気になれば、すぐにでもでき
る外交的な打開策を打つべきで、核兵器禁止条約は、その1つの鍵をにぎっ
ております。

「核の傘」は、いざとなったら、核兵器を使用するということを前提にして
おります。禁止条約は、核兵器の使用とその威嚇を援助し、協力する行為を

禁じております。核兵器禁止条約の第1条では、次のことを禁止しております。

条約が禁止している活動を「援助し、奨励し、又は勧誘すること」(e項)。
禁止されている活動を行うための「援助を要請し、又は受け取ること」(f項)。

自国内に「核兵器又は、核爆発装置を配置し、設置し、又は配備することを許可すること」(g項)となっています。

今、人類は「目に見えない敵」コロナ感染と放射能汚染、被爆など、ひとたび発生すると、取り返しの付かない、そして、人類を滅亡に追い込む危機と闘っているわけであります。

そこで、日本では政府に対し、「核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書」を採択した議会は、全国で501議会(うち、岩手県議会、長野県議会、三重県議会、鳥取県議会の4県議会)が採択をしており、全自治体の3割強になっており、香川県下でも三木町、宇多津町が今年意見書を採択しております。

わが多度津町も「非核宣言のまち」を表明している町でもあり、また、町内でも、広島、長崎での被爆者が在住し、年々高齢化しており、施設入所や死去される方も増えてきており、政府への核兵器禁止条約の署名、批准の実現を求める切実な声があがっているわけであります。すでに被爆者の両親がなくなり、胎内被爆者としての子どもとして取り残され、後遺症の苦しみ、不安を抱えて生活している事態があるのも事実であります。そして「戦争を知らない子どもたち、若者」が増えてきており、核兵器の悲惨さ、怖さが失われようとしております。そしてまた、風化されて来つつあります。そこで、毎年行われている全国から広島、長崎原水禁世界大会に向けての国民平和行進も今年で、53回、53年目になります。

このような被爆者の苦しみ、悲しみ、怒りに対して、政治的立場を越えた国民的世論を築くことが、今、何よりも被爆者の声、条約参加を支える土台となります。

以上のことから、来年の2021年1月22日には、核固執勢力の妨害を乗り越えて核兵器禁止条約が発効しますので、わが多度津町議会と致しましても、日本政府に「核兵器禁止条約の調印、批准することを求める」意見書採択を求める請願書を、全会一致の採択を全議員に皆さんに心より訴え、お願いを致しまして私の賛成討論を終わります。

以上であります。

議長(村井 勉)

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

中野 一郎 君。

議員 (中野 一郎)

5番、中野 一郎でございます。反対討論を申し上げます。

日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書提出をを求める請願についてですが、本請願書にもありますとおり、日本政府は、核兵器禁止条約の取り扱いに対しては、反対の立場をとっている状況であります。また、本意見書の提出については、国家の安全保障・外交上の問題を有しており、外国との交渉、協力関係に大きな影響を与える可能性を有するものであります。それゆえ本意見書の提出について、当議会としては、慎重に取り扱うべきものと考えます。よって「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書提出の請願を採択することについては、反対すべきだと考えます。

以上で反対討論を終わります。

議長 (村井 勉)

他に、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

渡邊 美喜子 君。

議員 (渡邊 美喜子)

12番、渡邊 美喜子でございます。

私は日本政府に「核兵器禁止条約の調印・批准をすることを求める」意見書に対し、賛成の討論をさせていただきます。

女性、また、母親の立場として、その上、人間として戦争も核兵器もない社会を望みます。これは国民の皆さんが永久の願い、また、祈りでもあります。安らかに眠って下さい。過去の過ちは繰り返しませんからの言葉は国民の平和への願いです。核の傘がなければ、生き残れないとする妄想は過去の遺物として捨てるべきだと思います。核兵器により破壊され、放射能で汚染されてしまえば、誰も生き残ることはできません。この意見書は、核兵器の脅威から世間を、また、世界を救う日本とするためにも積極的に提出すべきだと考えます。以上でございます。

議長 (村井 勉)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ないようですので、これをもって討論を終結致します。
これより、請願第1号についてを採決致します。
請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。
請願第1号を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

起立少数

議長（村井 勉）

起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定致しました。

日程第18. 議員提出議案第1号、議員派遣の件についてを議題と致します。

案文は、お手元に配布のとおりであります。

なお、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議員提出議案第1号についてを採決致します。

議員提出議案第1号は、原案のとおり、可決することにご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第19. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和2年第4回多度津町議会定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

閉会 午前10時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和2年12月18日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記